

令和3年度

静岡市中小企業者省エネルギー設備導入事業補助金

<申請の手引き>

令和3年4月

静岡市 環境局 環境創造課

<目 次>

1	事業の目的	1
2	申請の期間	1
3	補助の対象	
	(1) 補助対象者	1
	(2) 補助対象事業	2
	(3) 補助対象経費及び補助率	3
	(4) 交付に当たっての留意事項	3
4	申請の手続き	
	(1) 申請書の提出	3
	(2) 交付の決定	4
	(3) 補助事業開始時の注意点	4
5	申請の変更	
	(1) 変更申請が必要な事項	5
	(2) 変更申請に必要な書類	5
	(3) 変更の承認	5
6	申請の中止又は廃止	5
7	事業の完了	
	(1) 補助事業の実績報告	6
	(2) 補助金額の交付確定	6
	(3) 補助金の請求・支払	6
8	事業効果等の報告	
	(1) 事業効果の把握	6
	(2) 事業効果の公表・協力	7
9	補助金の返還	7
10	申請から補助金交付までの流れ	7
11	Q & A	8

1 事業の目的

本市では、市内における二酸化炭素排出量の約5割を占める産業部門及び民生・業務部門の二酸化炭素排出量の削減を図るため、事業所に省エネルギー設備を導入する中小企業者に対し、補助金を交付し、二酸化炭素排出量の削減及び削減意識の醸成、ISO14001 やエコアクション 21 の取得を促進していきます。

2 申請の期間

令和3年4月1日～令和4年2月28日まで

※ 提出書類の不備等により、申請受付が遅れる可能性もありますので、省エネルギー設備の導入時期が決まっている場合は速やかに申請してください。

3 補助の対象

(1) 補助対象者（次の要件を全て満たすもの）

① 下表に掲げる法人及び個人事業者

下表の業種ごと「資本金の額又は出資の総額」と「常時使用する従業員数」の基準のいずれかを満たす必要があります。

業 種	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員数
製造業等 (運送業・建設業等を含む)	3 億円以内	300 人以内
卸売業	1 億円以内	100 人以内
サービス業	5 千万円以内	100 人以内
小売業	5 千万円以内	50 人以内

② エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）第 7 条第 3 項、第 18 条第 2 項、第 101 条第 2 項若しくは第 109 条第 2 項の規定による届出又は静岡県地球温暖化防止条例（平成 19 年静岡県条例第 31 号）第 12 条第 1 項の規定による温室効果ガス排出削減計画書の提出の対象となっていないこと

ただし、エコアクション 21（※2）、ISO14001 の認証を受けていない事業所は、二酸化炭素削減計画書（※1）を作成していただきます。

※1 二酸化炭素削減計画書

二酸化炭素の排出量削減に係る計画書です。「静岡市中小企業者向け省エネアドバイザー派遣事業」を利用して作成していただきます。

※2 エコアクション21

環境省策定のガイドラインに基づき、環境への配慮を行う事業者を認証し、登録する制度です。認証取得に向けてすでに審査申込みをしている事業所は、補助申請時に、エコアクション 21 申請申込書を提出したことを証明する書類を提出し、補助事業の完了までにエコアクション 21 認証・登録証を提出することを要件とします。

(2) 補助対象事業（次の要件を全て満たすもの）

- ① 事業所に省エネルギー設備（※）を導入する事業で、当該事業所の二酸化炭素削減方針に合致すると認められるもの。

（二酸化炭素削減計画書を作成した事業所については、同計画に基づき省エネルギー設備を導入する事業）

※ 省エネルギー設備とは・・・

更新又は改修により、二酸化炭素の排出量を削減するための設備

補助対象となる省エネルギー設備の例

- ・高効率照明（LED 照明等への更新）
- ・高効率空調（ヒートポンプ式空調機等への更新）
- ・高効率給湯器（エコキュート等への更新）

補助対象事業（設備）として認めないもの

- ・中古品又はリースによる導入（未使用品のみ対象）
- ・事業の用以外にも使用する設備（店舗兼住宅等で住宅スペース等へ効果が波及する設備は対象外）
- ・建物や窓の断熱改修
- ・エネルギー管理システム（BEMS 等）
- ・車両（エコカー）の購入
- ・再生可能エネルギー設備の導入
- ・蓄電池

- ② 補助の対象となる経費の合計が 200 万円に満たない事業であること。
- ③ 補助の対象となる経費のうち、設備費が 90 万円に満たないこと。
- ④ 補助金の交付を決定した日以後に工事に着手する事業であること。

- ⑤ 国、県、その他の団体から当該補助事業に係る経費について、全部又は一部の補助を受ける事業でないこと。
- ⑥ 省エネルギー設備を導入する事業所が自己の所有に属しない場合は、所有者から補助事業の実施について承認を受けていること。
- ⑦ 年度内に1事業者につき1回までの申請を限度とする。

(3) 補助対象経費及び補助率

① 補助対象経費

省エネルギー設備の導入・改修に係る経費のうち、設計費、設備費、工事費の総額。ただし、消費税及び地方消費税を除く。

経費区分	内 容
設計費	補助事業に必要な機械装置等の設計に要する経費（二酸化炭素削減計画書等補助金申請に必要な書類作成のための基本設計費を除く。）
設備費	補助事業に必要な機械装置等の購入、製造、修繕、据え付け等に要する経費（土地の取得に係る経費及び賃借料を除く。）
工事費	補助事業の実施に必要な配管、配電等の工事に要する経費（建屋の新築、増築等に係る経費を除く。）

※既存設備の撤去費、処分費は除く

② 補助率 補助対象経費の10分の1以内。

(4) 交付に当たっての留意事項

- 令和3年度の交付総額は 192万円です。
- 申請は先着順に受け付け、予算が無くなり次第終了となります。
- 申請内容に不備がある場合は、不備が修正された時点での受け付けとします。

※ 受付を終了した日に、郵送により複数の申請書が送付された場合には抽選となります。

4 申請書の手続き

(1) 申請書の提出

申請を行うときは、次に掲げる必要書類を「静岡市環境局環境創造課」宛てに提出（郵送・持参）してください。

作成例を市 HP 上に掲載しているので、参考にしてください。

	申請に必要な書類名	備 考
①	交付申請書（様式第1号）	・静岡市の定める様式を使用してください。
②	補助事業計画書（様式第2号）	・静岡市の定める様式を使用してください。
③	補助事業収支予算書（様式第3号）	・静岡市の定める様式を使用してください。
④	事業所周辺の地図	・補助事業を実施する事業所周辺の地図（現地調査等に使用）
⑤	事業所の全体配置図	・敷地内の建物の配置を示した図面
⑥	現有の設備及び補助事業により導入する設備の配置図	・現有設備の設置位置を示す図面 ・補助事業により導入する設備の設置予定位置を示す図面
⑦	現有の設備の写真	・現有設備の設置が確認できる引きの写真 ・品番や消費電力がわかる寄りの写真。
⑧	会社概要	・会社パンフレットや、HP の写し ・資本金や従業員数のわかる書類。
⑨	直近の決算書	・債務超過でないことを確認。
⑩	登記事項証明書（3か月以内に発行の原本）	・申請者が法人の場合のみ。
⑪	個人事業の開業届出書の写し又は住民票の写し	・申請者が個人事業主の場合のみ。 ・開業届出書の写し＝原本のコピー。 ・住民票の写し＝原本。
⑫	<エコアクション21等を取得した事業者> エコアクション21認証・登録証又は ISO14001登録証及び登録付属書の写し <取得していない事業者> 二酸化炭素削減計画書	・エコアクション21審査申込中の場合は、申込書を提出したことを証明する書類とする。
⑬	現有の設備及び補助事業により導入する設備の仕様を確認することができる書類	・仕様書、カタログ等 ・メーカー名、型式、定格出力等がわかる書類
⑭	補助事業により導入する設備の設置予定場所の現況写真	・事業実施前（設置前）であることを確認。 （同じ場所に設置する場合は、⑦に代えても可）
⑮	補助事業に係る契約（見積）書等の写し	・既に契約を締結している場合は契約書の写し。 ・契約書を締結していない場合は参考見積書等。

(2) 交付の決定

申請受付後、速やかに市の審査を行い、交付を決定した場合は、申請者へ交付決定通知書を送付します。

(3) 補助事業開始時の注意点

- ・ 交付決定通知書を受け取ったのち、補助事業に着手してください。交付決定通知を受け取る前に事業着手をすると、補助が受けられなくなりますのでご注意ください。
- ・ 工事価格の妥当性について根拠を明確にしてください。(競争入札により相手方の決定する、3社以上の会社より見積書をとって比較する等)
- ・ 工事に関しては、可能な限り市内事業者を選定するよう努めてください。

5 申請の変更

決定を受けた補助事業のうち、次の(1)に該当する内容を変更しようとするときは、速やかに(2)の必要書類を「静岡市環境局環境創造課」宛てに提出(郵送・持参)してください。

(1) 変更申請が必要な事項

- ① 補助事業の目的及び内容
- ② 補助事業の事業計画及び収支支出の予算
- ③ 交付を受けようとする補助金の算出の基礎

(2) 変更申請に必要な書類

	書類名	備考
①	変更承認申請書 (様式第5号)	・ 静岡市の定める様式を使用してください。
②	変更後の補助事業計画書 (様式第2号)	・ 静岡市の定める様式を使用してください。
③	変更後の補助事業収支予算書 (様式第3号)	・ 静岡市の定める様式を使用してください。
④	その他必要な書類	・ 申請時に提出した書類のうち、変更となった書類 ※<変更申請が必要な事項>に該当する部分のみ

(3) 変更の承認

変更申請の受付後、速やかに市の審査を行い、変更を承認した場合は、申請者へ変更承認通知書を送付します。

6 申請の中止又は廃止

提出した補助事業を中止又は廃止しようとするときは、速やかに中止・廃止承認申請書（様式第5号）を「静岡市環境局環境創造課」宛てに提出（郵送・持参）してください。

中止又は廃止申請の受付後、速やかに市の審査を行い、中止又は廃止を承認した場合は、申請者へ中止・廃止承認通知書を送付します。

7 事業の完了

(1) 補助事業の実績報告

事業が完了したときは、次に掲げる必要書類を「静岡市環境局環境創造課」宛てに提出（郵送・持参）してください。（支払完了日から30日以内又は補助金の交付の決定に係る会計年度の3月15日まで）

	報告に必要な書類	備 考
①	実績報告書 (様式第7号)	・静岡市の定める様式を使用してください。 ・事業完了日は、支払完了日＝領収書の日付です。
②	補助事業完了報告書 (様式第8号)	・静岡市の定める様式を使用してください。
③	補助事業収支決算書 (様式第9号)	・静岡市の定める様式を使用してください。
④	補助事業により導入した設備の設置状態が確認できる写真	・補助事業により導入した設備の設置状態が確認できる写真を提出してください。
⑤	補助対象経費の支払いを証する書類の写し	・補助事業に係る領収書（補助対象外経費が含まれている場合は、その内訳が分かるようにする）の写し ・支払年月日、支払者、支払金額が確認できるものを提出してください。

(2) 補助金額の交付確定

実績報告書等を本市が受領し審査した後に、内容が適当であると認められるときは、補助金の交付確定額を記載した補助金交付確定通知書を補助対象者へ送付します。

(3) 補助金の請求・支払

補助対象者は、交付確定通知書を受け取った日から起算して30日以内に「中企業者省エネルギー設備導入事業補助金請求書（様式第11号）」を「静岡市環境局環境創造課」宛てに提出（郵送・持参）してください。

8 事業効果等の報告

(1) 事業効果の把握

補助金の交付を受けた方に、導入した設備の使用状況（省エネ効果等）について報告を求める場合があります。

(2) 事業効果の公表・協力

補助金の交付を受けた方からいただいた事業効果データ等は、本市ホームページ等で公表し、省エネルギー対策の促進に活用させていただきます。

また、本市で実施するセミナーや説明会などで、補助事業による効果の発表等の協力を依頼する場合があります。

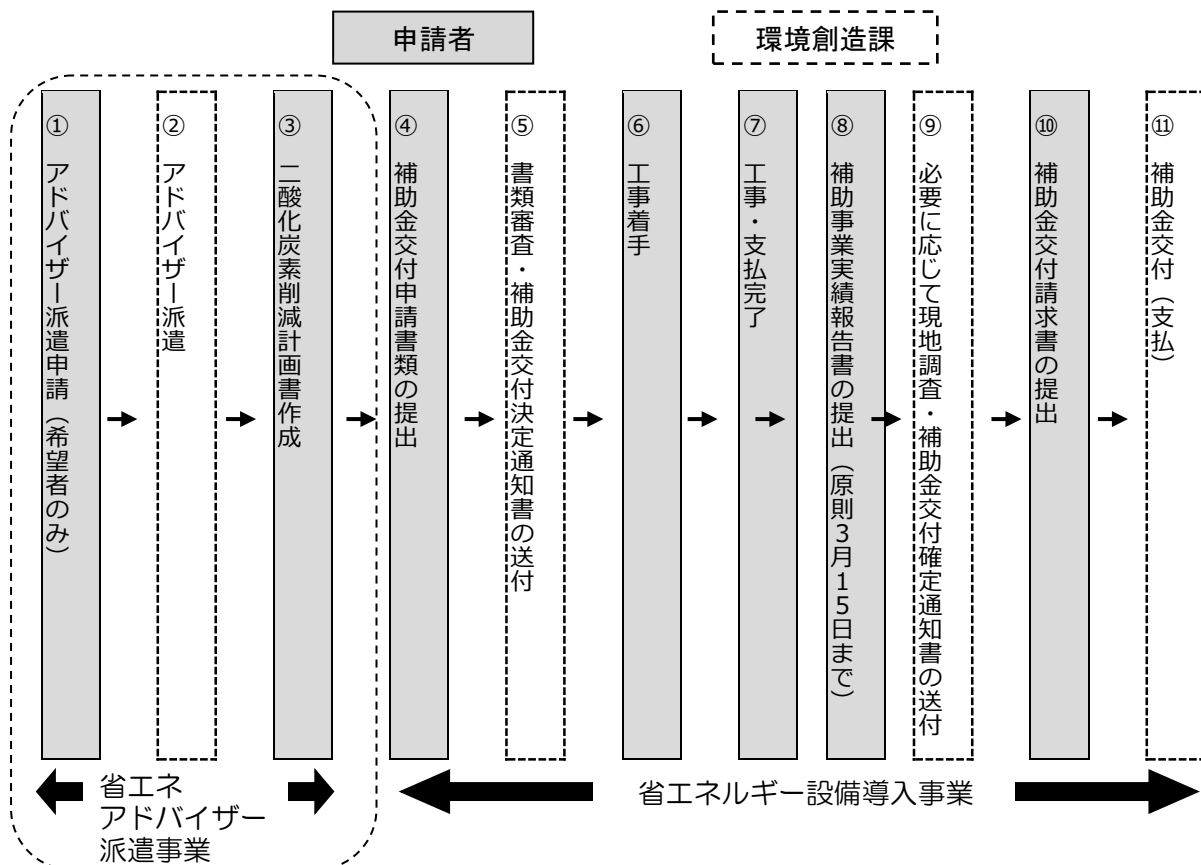
9 補助金の返還

補助金の交付を受けた方が、次のいずれかに該当する場合は、補助金の返還をしていただく場合があります。

- ① 静岡市中小企業者省エネルギー設備導入事業補助金交付要綱に違反した場合
- ② 補助金を、補助事業以外の用途で使用した場合

10 申請から補助金交付までの流れ

申請手続きから補助金交付までの流れは、次のとおりです。



11 Q & A

Q1 先日省エネルギー設備の設置工事を行ったのですが、補助の対象にならないのですか？

A1 すでに設置工事を開始した事業は補助対象となりません。

Q2 全て補助対象者が申請手続きを行わなければならないのですか？

A2 補助対象者は、機器販売事業者などに事務手続き等を委任することができます。

Q3 申し込みに必要な書類などは、どこで受け取ることができますか？

A3 静岡市ホームページから取得することができます。インターネットを利用できない方は、静岡市環境創造課へお問い合わせください。

●補助事業に係る「申請」及び「問い合わせ」はこちら

静岡市環境局環境創造課温暖化対策係

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号

(静岡市役所 静岡庁舎 新館13階)

TEL：054-221-1077

FAX：054-221-1492

E-mail：kankyousouzou@city.shizuoka.lg.jp